

建設経済常任委員会

平成19年9月19日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第10号 平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第15号 旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 旭市土地開発公社定款の変更について

《付託陳情》

陳情第3号 稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める陳情

出席委員（5名）

委員長 向 後 和 夫

副委員長 滑 川 公 英

委 員 神 子 功

委 員 嶋 田 哲 純

委 員 平 野 忠 作

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 嶋 田 茂 樹

説明のため出席した者（21名）

副 市 長 鈴 木 正 美

商工観光課長 神 原 房 雄

農水産課長 堀 江 隆 夫

建 設 課 長 米 本 壽 一

都市整備課長 島 田 和 幸

下 水 道 課 長 中 野 博 之

農業委員会
事務局 長 小 田 雄 治

そ の 他 担 当 員 14名

事務局職員出席者

事務局 長 宮 本 英 一

事務局 次 長 石 毛 健 一

主 査 穴 澤 昭 和

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（向後和夫） おはようございます。

大変ご多忙の中を建設経済常任委員会ということでご参集をいただきまして、大変ありがとうございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願いたいと思います。

ただいまの出席委員は 5 名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、嶋田議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託されました議案 3 議案と陳情 1 件について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、あいさつに代えたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○委員長（向後和夫） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は議長のご出席をいただきまして、また、建設経済常任委員会ということで、委員の皆様方には大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に執行部の方からご審議をお願いしております案件は、議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第15号、旭市中小企業資金融資条例の一部改正、議案第18号、旭市土地開発公社定款の変更の議案 3 件でございます。執行部といたしましても、皆様方からのご質問に対しまして簡潔に答弁するように努めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

以上、お願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしくどうぞお願いします。

○委員長（向後和夫） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

- 委員長（向後和夫） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る９月６日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第15号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市土地開発公社定款の変更についての３議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） それでは、議案第10号の補正予算について補足説明を申し上げます。

ページにつきましては、14ページをお開き願いたいと思います。

商工費の中の中小企業金融対策事業1,000万円の補正でございます。預託金の補正につきましては、金融機関に貸付現金を預託しまして、その原資を基に市内企業に事業資金の融資を行っている事業であります。

今回の補正につきましては、19年４月１日に制度融資の改正がございまして、連帯保証人についてはいらなくなったという部分がございます。それともう１点は、金融機関が積極的に融資活動を行っております。そういう関係の中で融資額が少なくなりまして、中小企業者が本融資制度を受けられない状況となっております。また、現在、待機者もあると聞いております。また、今後も申し込みの増加が予想されることから、金融機関に対する中小企業融資預託金1,000万円を補正するものでございます。この1,000万円に対しまして、融資額についてはその10倍の１億円という部分が融資の対象というふうになります。

なお、市内金融団の方から、７月20日付で預託金の増額希望の要望書も出されております。1,000万円を増額することによりまして、当初予算と合わせて7,000万円、10倍の７億円の融資ということになるものでございます。

それから、次の制度資金の利子補給事業でございます。中小企業の金融対策資金の預託金1,000万円を補正するわけですけれども、増額したその部分の利子補給も当然増えてまいり

ます。それと、当初予算に係る融資が年度当初にほとんど出ているという状況の中で、利子補給の算定期間が長期に及ぶことになりますので、利子補給金についても増額補正をするものでございます。増額する金額につきましては64万2,000円を補正するものでありまして、当初予算と合わせて1,252万6,000円となるものでございます。

次の商業活性化推進事業でございますが、この中の旭市商店街等施設及び景観整備事業補助金として105万円でございます。これは飯岡地区の商店街の街路灯の設置事業補助金でございます。飯岡地区の街路灯につきましては、設置後10年をたっているということの中で、塩害や風水害による腐食・破損が目立ちまして、景観上も著しく美観を損ねるということの中で、実施主体であります旭市商工会飯岡街路灯委員会が19年度で15基を設置するものでございます。

設置に当たり、実施主体であります商工会飯岡街路灯委員会が県に補助要望をいたしまして、今回補助内示が出たことから市にも助成の要望がありましたので、事業の3分の1の105万円を補正するものでございます。街路灯設置補助につきましては、従来より県、それから事業主体、市においてそれぞれ3分の1の負担により実施しておりますので、同様の助成を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 15ページをご覧になっていただきたいと思います。土木費です。

道路維持費の工事請負費、これは台風4号の被害に伴うものでございます。道路等の崩壊が28か所ございました。これは木内議員の一般質問で申し上げましたけれども、現在、工事が済んでいるものが、28か所のうちの20か所済んでおります。現在施工中のものが7か所、1か所だけが地権者と交渉していると、そういった状況でございます。

ちょっと横道にそれちゃいますけれども、きょうお配りしてございます予算科目別工事一覧表を見ていただきたいと思います。ここに、災害で復旧している状況をさらに詳しく説明したいと思います。

1ページ目の8款2項2目15節のうちの工事番号を見ていただきたいと思います。道路維持補修工事25号が災害の復旧工事でございます。幾つかありますので、読み上げます。32号、それから34号。今回の補正は2,100万円ですけれども、この34号。ここに路線名が空欄になっております。これは銚子境に磯見川という川がございまして、その護岸が崩れた。この護岸が崩れたというのは、台風4号で崩れたんでなくて、もっと早くから崩れたはずなんです。

パトロールでたまたま見つけたので、今回、これ以上もう拡大しちゃいけませんので、急いで工事をさせていただきたいというものでございます。34号は磯見川。それから36号から43号までです。それと、2ページ目にいきます。2ページ目の48号、49号、これが災害に伴う工事でございます。

ちなみに、今申し上げた25号から49号までのうち、1社随契、本当にもう急いでやらなくちゃいけない状況であったものをお知らせしたいと思います。1社随契は25号、それから38号、40号から42号までです。それと、2ページ目の48号、49号、これが本当に急いでやらなくちゃいけなかったものですから、1社随契させていただきました。

また15ページの予算書に戻っていただきたいと思います。今が道路維持費の説明でございます。道路新設改良費の説明をいたしたいと思います。

これは旭中央病院アクセス道の整備事業の補正でございます。13委託料、上から不動産鑑定委託料と調査・設計委託料につきましては、東西線並びに南北線の整備に伴う不動産鑑定であり、調査・設計委託でございます。

調査・設計委託料をさらに詳しく述べたいと思います。具体的には農業用のビニールハウスだとか農業用の倉庫、または住まいだとか店舗だとかそういったものの補償をするための調査でございますけれども、数字を申し上げます。農業用のビニールハウスの調査が8件ございます。それと、農業用ですけれども、染料を作っている施設があります。染料の施設が1件。それから農業用の倉庫そのものが建っている所が3件ございます。それと住まい、住家と店舗合わせまして4件、こんな状況であります。その調査・設計の委託料を補正させていただきました。

それから、最後に中央病院アクセス道、整備委託料ではございません。これはアクセス道整備委託料ですけれども、決算の時に説明しました。きょうは委員長、副委員長が決算の委員でありませんでしたので、さらに詳しく申し上げたいと思います。18年度決算で、中央病院アクセス道、東西線を県に委託して、6,000万円の仕事をしてもらう約束でありました。結果としまして、18年度には半分の3,000万円、もっと細かくいえば3,083万8,500円、そういう数字の仕事しか行いませんでした。したがって、19年度にその残った分は仕事してもらわなくちゃ困るものですから、ここに補正させていただきたい。つまり県の方に仕事をしてもらうというこの委託料でございます。2,916万2,000円でございます。16年度に6,000万円分の仕事しているのが、決算では3,083万8,500円であったと、その残りの分を補正をかけまして、稲刈り時期が終わったその時に県にやってもらうということの内容でございます。

このアクセス道整備委託料の県の支出金2,416万1,000円がございます。これは歳入の方に載っております。国が12分の6を負担してくれます。県は12分の5です。市は12分の1と、こんな割合で仕事をしております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、補正予算の農水産関係につきまして、若干補足説明をさせていただきます。

予算書の19ページをお開きいただきたいと思います。

この中に農業用災害復旧費ということで、1,000万円ほど今回、補正を上程させていただいてあります。内訳としましては、県の支出金720万円、一般財源280万円で事業を実施したいということでございます。内訳としまして、実は委託料200万円、工事請負費800万円ということになっております。これにつきましては、7月14日から7月15日に発生しました台風4号の災害によりまして、埧地先、ここで計画排水能力を上回ります雨量がだいぶ出まして、その雨水が実はのり面に集中しまして、排水機能がもたずに、のり面が崩壊した。ここを復旧するものでございます。

実は、農地あるいは農業用施設の災害復旧事業というようなことで、国の方では施策を打ち立てていただいております。具体的には、雨量としまして、最大24時間雨量が80ミリ以上または時間雨量が20ミリ以上、こういうようないろんな災害、あとは暴風、いろんなものがありますけれども、そういう災害に際しましては国が支援をするということになっていきます。農業用施設ということで、これは道路、あるいは排水路等になるかと思っておりますけれども、これにつきましては65%以上の補助ということになっております。この以上というのは、受益者が増えますと65%が80%になったり、85%になったり、そういうことでございます。ただ、65%以上ということで国の制度の中にございます。今回は受益者が多いというようなことで、県とのヒアリングの中では80%の補助を受けられるということで補正予算に計上させていただきました。

ただ、すべてを国が支援するということじゃなくて、先ほど言いました雨量もありますけれども、概算の事業費が40万円を超えるものということで、大きな災害につきまして国が支援するということで、今回、この台風4号につきましては、埧地先の1か所を国の支援を受けまして直したい、そういうことでございます。

そういうことで、よろしくお願いいたします。

- 委員長（向後和夫） それでは、担当課の説明は終わりました。

議案第10号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はありませんか。

嶋田委員。

- 委員（嶋田哲純） 建設課長に一つお願いしたいものでございますが、中央病院のアクセス道路でございますが、地元の話し合いというのは、つかない場合はどんな考えでしょうか。それと、もし分かれば、坪当たりの単価と総事業費、それからまた飯岡バイパスの接続地点はどの辺の場所でしょうか。それをお伺いいたします。

- 委員長（向後和夫） 嶋田委員の質問に対しまして、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） それでは、お答え申し上げます。

地元の話し合いがつかなかった場合ということが、まず一点です。地元、これはどういうふうに見ていいんですか、今回の場合にはアクセス道という市の計画でございましたので、特に地元を大勢集めての説明会はいりませんでした、あくまでも個々の対応。この間、決算の審査委員会でも申し上げましたけれども、神子委員から質問があって、今の状況をまず言えということだったもので、65%から70%ぐらいまではおおむね了承してくれました。ただ、厳しい人が5%います。

嶋田委員が言いたいのは、その5%がつかなかったらどうするんだ、これはとにかく頑張るしかありません。道路の場合には真っすぐ線として結ばないと意味がありません。点ではしょうがないものですから、とにかく頑張るしかない。今の状況の中では、路線を変えということではもうできません。過去には路線を変えてきました。もっと西の方の計画を東、東と、もう何回も変えてきました。ここの席でも地権者は延べ100人もいるとかと言いましたけれども、だんだん地権者の数は減ってきています。それはもう絞られました。だけれども、最後の最後へ来て、5%の方は非常に難しいんですけれども、あとは誠意を持って対応すると、こんな状況でございます。

それから、総事業費でございます。これは一番最初のころ、飯岡バイパスから川島歯医者、中央病院のヘリポート、網戸を抜けて、江ヶ崎抜けて、総掘線まで行って、さらに大規模農道までと、これを全部合わせまして20数億円という数字を今、出しております。あくまでも総事業費と言われれば、その20数億円ということで、ご了承いただきたいと思います。

それから、飯岡バイパスのどの辺かということでございますけれども、飯岡バイパスを真っ

すぐ、東から西へ向かってきて、信号がございます。あのまま真っすぐそのまま抜けるという状況です。18年度の工事にその信号の少し西側を、大利根の水路をその工事のためにかなりいじりました。その信号を真っすぐ抜けてくる、そんなルートでございまして、川島歯医者という歯医者まで真っすぐ抜けて、あとはクランク状態に今度は北に抜けるのと、中央病院にそのまま入っていくという道路を造っていきます。それは現道を使います。そんな状況です。

すみません、ちょっと書き切れなくて、もう一つ何か、記入漏れしちゃいました。すみません。

（「坪単価」の声あり）

- 建設課長（米本壽一） 坪単価は、土地の坪単価、現況が田んぼであっても、宅地見込み地として取り扱っております。だいたい平米1万8,000円前後という、そんな価格であります。

以上です。

- 委員長（向後和夫） ほかに質疑はありませんか。

平野委員。

- 委員（平野忠作） 15ページの調査・設計委託料ですけれども、先ほど課長がおっしゃいましたビニールハウスが8件、染料農家が1件、倉庫が3件、そして店舗・民家が4件ということなんですけれども、これで終了なんでしょうか、それとももっとほかにそういう対象物件があるのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

- 委員長（向後和夫） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） 対象物件は、結論から申し上げますと、もっとあります。これは川島歯医者の所から中央病院に向かってくる所まで、それからライスセンターを今度は北に上がるんですけれども、そこから国道の手前まで。具体的に言えば、あそこにお寺がございます。東漸寺というお寺があります。その辺ぐらいまでのハウスであり、倉庫であり、カラオケの店舗であり、パーマ屋でありという数字を先ほど述べたということです。染料の施設は川島歯医者の北側の角にちょうどある。そういったものの施設数。もっとありますよというのは、国道から北はもちろんありますし、国道の周辺もありますので、それは含んでいません。そんなに一気に交渉はできませんので、めどがついた所から行っていきたいというものでございます。

以上です。

- 委員長（向後和夫） 平野委員。
- 委員（平野忠作） そうしますと、現在は国道から南側の範囲内ということなんですか。
この合わせて16件ですか、対象は。そう理解してよろしいでしょうか。
- 委員長（向後和夫） 建設課長。
- 建設課長（米本壽一） そのとおりでございます。もっと具体的に言えば、あそこの国道に空手の道場だとか、北側には飲食店がございます。そこもいいよと口頭では言ってくれていますがけれども、まだ補償費としてそこまで至っておりませんので、あくまでも国道から南、厳密に言えば、線路からさらに南と思っていただきたいと思います。
- 委員長（向後和夫） ほかに質疑はありませんか。
神子委員。
- 委員（神子 功） 14ページから15ページにかけまして、何点が質問いたします。

順不同ですみませんが、今、平野委員、そしてまた嶋田委員の方から道路改良、旭中央病院のアクセスの関係でご質疑がありましたけれども、そうしますと、今回の補正につきましてはその国道から南側、これが全部完了したというふうに判断してもいいのか、南側については、今回は補正を組んだけれども、その中で18年度決算の時に5%ぐらいは厳しいよという、そういったことがありましたけれども、そういう内容について、含まれているのかどうか。

要は、これが終わると、国道から南側はすべて用地はオーケーよというようなことで判断してもいいのか、それとも厳しいことがあるのだよというところをもう少し詳しくご説明いただくと、嶋田委員並びに平野委員の方から説明があったことがもっとはっきりすると思うんで、その点、もう少し詳しく、要は用地が済みましたよ、あるいはこんな問題がありますよ、それにはどのぐらいかかるんですよと。先ほど坪単価については平米1万8,000円ということでありましたので、掛けるとどのぐらい必要かということも分かりますので、そういう状況について、もう少し詳しくご説明いただければありがたいと思います。これが1点目です。

道路維持補修の内容につきましては、あと1件交渉中ということですが、これについては本会議でも説明をいただいておりますが、交渉中ということは、どういうことを解決できれば道路工事が修復できるのかどうか、内容も含めてもう少し詳しくお願いいたします。7か所、現在対応中ということですが、これはいつごろ復旧ができるのかどうか、これも、簡単で結構ですから、お願いいたしたいと思います。

商工費の関係ですが、まず1番目の中小企業金融対策事業、市内業者の方々が融資を受ける状態が増加したというご説明があったかと思いますが、そうしますと、どういう業種の方々がこの事業に協力いただきたいなということを考えているのかどうか、増加について、どういう業種がこの事業に現在当たろうとしているのかどうか、状況についてもう少しお伺いしたいと思います、それが何件ぐらいなのかどうか。

それから、商業活性化の事業ですが、これは当初は見込んでいなかったということですが、お話によれば、検討した結果、県に要望したということですが、これについては年度途中からということですが、今後、飯岡地域については、こういう事業が、もう少し発展的に考えた時に、この補正を組むに当たりまして、ほかのところもそういうような事業を考えているのかどうかということについては、いかがでしょうか。お伺いしたいと思います。

19ページの農水産課長からお話がありました災害復旧の関係ですが、確認なんですけれども、県の関係で復旧もいただくということで説明がありましたけれども、受益者については1件ということではよろしいでしょうか。その確認だけお願いいたします。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、15ページのご質問です。中央病院アクセス道整備事業の関係でございます。

国道から南、これがすべてかということで、何と申し上げていいのでしょうか、すべてなんですけれども、交渉はあくまでもこれから。例えば、ハウスの金額はある程度言っております。4,000万円なら4,000万円と言っております。でも、いいよという話。細かい数字を持って行きますと、どうしても、ちょっと待てよ、もう少し上げろよという話は必ず出てくることなんです。ですから、すべて完了かと言われると、これから調査して、細かい数字を出して持って行きますので、最後の最後までではありませんけれども、やるべきことは今、これがすべてですよということです。

ただ、土地につきましては、これは一筆一筆全部評価しているわけではありません。代表地番で、代表する所で評価しますので、さっき言った5%は厳しいですよ、その人の所は評価しません。代表の所で評価をとりますので、ですので厳しい5%は、どうしても厳しい人として残ると、こんな状況であります。

15ページの道路維持費の28か所のうち、1か所だけ交渉中というのはどういうことですかという話ですけれども、具体的に飯岡の上永井の所であります。道路が、畑の高低差が30メートルあります。その道路、もとの赤道、そういう道路が崩れてしまいました。その道路を直すには物すごいお金がかかります。ならば、その隣の畑の地主さんと交渉して、新しい道路をもとあった道路よりも一歩畑側に土地を求めて付けちゃった方が、土地代で安いんじゃないかということで、それで今、交渉しているという、検討中でございます。

それから、まだ済んでいない7か所はいつごろ復旧かということで、これも木内議員の質問でもありました。決算審査特別委員会でも言いましたけれども、7か所は9月中にはすべて終わる予定なんです。ところが思わぬ事態が発生しまして、磯見川の工事がもっと根が深いと、もしここで楽をしちゃいますと、またすぐあらわれてということになりかねないから、もう少し矢板を慎重に打つべきじゃないかということで、今議論しています。

その矢板をどういう方法でとか、4メートル打つわけなんですけれども、そういうことで今議論していますので、これは、私は答弁の中でたしか9月中と、すべて大丈夫ですよと言っちゃいましたけれども、磯見川の護岸工事だけは10月中というふうに言わせていただきたいと思います。特別、だからといってそれが道路に支障があるとか、何かに支障があるものではありません。傷口がどんどん広がっちゃいけないものですから、慎重に対応していきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、最初に融資状況を申し上げます。

融資済み件数については、現在265件があります、当初から。合併後については63件ございます。そのうちの融資残高としては106件ございます。最近の傾向でございますけれども、最近は建築業、運送業、いろいろな種類がございますけれども、そういった部分が結構多くなっております。今後の見込みとしては、約10件程度を見込んでいるところでございます。

それから、街路灯の今後の見込みという部分でございますが、街路灯につきましては、飯岡街路灯をとってみますと、既設街路灯162基ございました。そのうちの昨年、これも補正でございますが、18年度に70基を整備いたしました。これも補正でございます。19年度が15基と。85基が設置済みということになります。そうしますと、未改修の部分については77基ということになります。そのうち、撤去してもいいだろうという部分もございます。20基ぐらいございますので、残りは52基という部分が、今後何件か出てくるのかなというふうに考

えております。

いずれにしても、今回の15基にしましても、昨年、飯岡の地域全体の中で申し込みという部分が、162基あるうちの70基しかなかったわけですが、それを設置した後に、今年、15基、うちも、じゃ、設置しようという、後からそういう部分が出てきている部分でございます。ですから、今後もそういうことが見込めるのかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、19ページの災害復旧事業の関係であります。件数につきましては、埧地先1件でございます。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 詳しくありがとうございました。

街路灯につきましては、今後あり得るというご答弁をいただきまして、これについては20年の当初かそういったところに出てくるということで、できるだけ当初に盛っていただく方がよろしいかと思しますので、その辺のご指導をいただければと思います。

道路関係ですが、磯見川の関係ですけれども、今ご答弁いただきましたが、より慎重に、今後の対応も含めてというご答弁をいただきましたけれども、そうしますと、予算的にはこれ以上発生するということはないのでしょうか。予算の中でできるということであれば、それにこしたことはないんですけれども、必要なものはかけていくということも大切な部分ですから、その点、現状の段階の中でさらに12月に補正を組まなければいけないような状況というのは、見通しとしてはどうなんでしょうか。また、どのぐらい、だとすればかかるのかどうか、その辺の検討があれば、この際お伺いしておきたいと思います。

中央病院の関係ですが、川島医院さんから国道126号線の手前までの調査・設計委託料、どうしても土地については5%ぐらいはかなり厳しいよということですから、土地については厳しいけれども、あと建物については何とか100%いけるなど、これご了解いただければそのようになるという判断でよろしいのかどうか。その点をお伺いしたいと思います。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、2点についてお答え申し上げます。

まず、1点目、磯見川の状況ですけれども、12月補正はありません。これはなしです。最

小限の形で、今検討しています。

それから、中央病院ですけれども、建物の方は100%か、これがなかなか難しいところでありまして、先ほど言ったのがこの建物の話なんです。具体的にはカラオケであり、パーマ屋さんであり、住家でありと。数字を持って行きますと、もう少し色を付けろという話が出るんです。人間の心理なんです。ですから、100%かと言われちゃいますと、首をひねるという感じです。いずれにしてもそれで交渉している。

役所というのは駆け引きはできません。きっと1割上乘せされるだろうということで、90%で持って行くわけにはいきませんので、業者が見積もったやつを正直に持って行くしかありませんので、その辺はできませんので、とにかく誠意を持ってやっていくとしか、隠れた数字じゃなくて、本当の数字を持って行くと、これだけであります。だから100%かと言われちゃいますと、ちょっとまた答えようがないんですけれども、いずれにしてもおおむね了解はしてくれています。あとは金の問題ですので、心理が働くということを申し上げて、答えとさせていただきたいと思います。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 土地関係、建物についてはここだけではなくて、かなり厳しいような状況の中で、これまで歴代の方々がお骨折りをいただいているということについては、非常に分かります。アクセス道路については、今着手したばかりなんですよ。ここでもたついちやうと、入り口でもたついてしまいますと、あと長い距離がありますから、計画はしたけれども、できなかったということでは困りますよね。

上乘せをして云々ということができないということからすれば、じゃ、何が誠意かということになると、大変難しいと思いますが、その辺、担当者の方は大変でしょうけれども、ひとつ入り口の部分でもたつかないように、誠意を持って、誠意が伝わるかどうかというのは、なかなか感情が走っていますので難しい部分がありますが、その点、十分対応していただくようお願いいたしまして、質疑を終わります。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 今、課長が5%難しい面があると言いましたが、私が心配しているのが、地元でも何をやってもその人は協力してもらえないということで、これを心配しているわけです。その場合は、何でもかんでも変更は無いと言いましたが、その場合はどんな対応をするのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

- 委員長（向後和夫） 嶋田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） すみません、さかのぼって、先ほど神子委員、入り口と出口の話をしました。入り口の部分、今、国の補助金をもらっているために、大事なところに国の補助金をいっぱいもらいたいから、入り口をやっている。簡単なのは、実は国道から北側、神子委員、大変失礼なんですけれども、そちらはある程度もう、はっきり言ってめどがついているんです。でも、そっちを先にやって、国の補助金を4割とかもらいますと、有利性が全然違っちゃいますので、難しいところから始めているということであります。

さて、嶋田委員の何があっても反対されると、本当によくご存じのような感じのご質問なんですけれども、まさにそうなんです。でも、頭の中に私が描いているんですけれども、その方の所はどこへ行っても当たっちゃうんです。横に広い所に縦に道路が行きますので、ここがだめだから隣に振るということはまずありません。その方の非常に困っているところは、陸橋がかかる所ですから、道路は曲がりはあるんですけれども、陸橋に曲がりとは絶対ありませんので、自然的にこう行っちゃいます。ですから、もうこれはお願いするしかなくて、という状況です。

さらに詳しく言えば、代替地をお願いしようかと思うんですけれども、代替地も全然その話にならないというような状態です。でも、絶対そこの方の所には行っちゃうというところ。ほかにも似たような方がいますけれども、そういった状況でございます。だから、あくまでお願いするしかない。今回の場合は国の補助事業は5年の中で完成させると言っているわけですから、かなり厳しい。厳しいということは、難しい所を先にやって、やさしい所は後回しと、そんな状況です。

以上です。

（「収用法は」の声あり）

- 委員長（向後和夫） 建設課長。
- 建設課長（米本壽一） 今、収用法のご質問ですけれども、まだ、18年度から実際始まったばかりです。18、19、20、21、22の5年間ですので、収用法の話を出す状況ではない。あくまでも、一生懸命やったけれども、あと100人のうちに1人しかいないんだよと、これは収用法をかけられるような状況になりますけれども、まだまだそんな……です。
- 委員長（向後和夫） 滑川委員。
- 委員（滑川公英） 嶋田委員と同じことなんですけれども、地元ではその方が特に有名なん

で、その５％というのは本当にクリアできるかどうかということで、アクセス道が126号まで行くか陸橋を越えていくかというのが一番大事なところで、これは地元の市民の方々もだいたい問題視しているし、一番心配しているところだと思うんです。

ですから、先ほど来神子委員の方からも言われましたように、一番難しいところで、中でも特に難しいところが、もう過去にもその方は例があるんで、そこを最重点でやらないと、この道路は通らないと思います。ですからそれにかけてはもう最優先でやっていただかないと、不可能に近い。地元の方がそう言っているんで、ぜひその辺のことを肝を入れてやっていただきたいと思います。

それと、アクセス道のことなんですけれども、私は決算の方には行かなかったんですけれども、道路の業務委託のことなんですけれども、市長は常々地元の業者をやはり育成するためということを念頭に置いております。例えば道路の詳細設計とか業務委託につきまして、去年のところで、一般質問でちょっと触れたんですけれども、委託業者が入札業者になって、落札業者になっているところが何件かあるみたいなんですけれども、終わっちゃったことですからこれはしょうがないことだと思います。ですが、これから、先ほどの５％を越えて広域農道まで行く所につきましても、そのようなことは必ず出てくるんで、これは市長の方針でもございますので、測量とか調査・設計とか、分離・分割発注、多分できると思うんです。それを一括でやっているということは、要するに地元業者の育成にならないんで、その辺については市当局ではどのように考えているか、答弁いただきたいと思います。

○委員長（向後和夫） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） これは滑川委員から一般質問でもあった件だと思います。道路の詳細設計とか測量業務、私は一般質問の時には全部の業務委託の話をしちゃいましたけれども、今は詳細設計や測量業務というものであります。地元の業者には１社ございます。１社ございますけれども、あくまでも50万円以上のものについては財政課に依頼しまして、入札という手続をとるものですから、この辺は何とも申し上げようがないと。

ただ、分離・分割、できるだけ細かくやっています。だから、川島歯医者から中央病院までの分の測量だとか、中央病院から国道までの測量だとか、国道からさらに大規模農道までの測量とか、そういう細かな分け方はしています。あとは物件補償についても全部でなくて、カラオケ屋さんの周りだとか幾つか分けてやっているような、そんな状況でございます。

以上です。

- 委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

滑川委員。

- 委員（滑川公英） 私が言っているのは、そういうことも大事でしょうけれども、最初の業務委託につきまして、調査・設計・測量を丸めて最初から業務委託というのはどうかと、それも、分かれるところであれば分けて発注すれば、地元の業者も潤うんじゃないかと。

小さいことにつきましては、事務局の方から連絡がありまして、会の方にやって、個々に例えば測量士にはお願いしているというのは聞きましたけれども、最初から業務委託は業務委託の中で調査と設計、みんな別になるものであれば別にすれば、もうちょっと旭市全体で潤うことができるんじゃないかと、そういう意味で言っていることであって、小さいことを言っているわけじゃないんです。最初の、もうちょっと大もとのところの発注の仕方を考えていただければ、もうちょっと地元でも対応できる業者さんとかそういうのが多く出てくるんじゃないか、そういう意味で言っているんです。

- 委員長（向後和夫） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） 分かりました。これはできるだけ細かにするようにしたいと思います。地元の業者は設計ではなくて、測量が得意な業者なんです。ですので、測量と設計を一緒にしない方がいいものについてはとにかく分離するということで、委員おっしゃるように、できるだけ細かくしたいと思っております。

以上です。

- 委員長（向後和夫） 神子委員。

- 委員（神子 功） 質疑をした後でまた滑川委員の関連で、大変恐縮なんですけど、本来あまり関連というのはやりたくないんですけども、課長、どうでしょうかね。例えば合併する前と合併した今日、議会でも本当に地元業者を何とか優先できないか。要は地元業者が請け負えば、それがそこに勤めている方が旭市の方であって、業者が旭市であれば、そのお金というのは旭市に入りますよね、当然。もちろん固定資産は動かすことはできませんけれども、給与ベースとか、要するに所得だとか、そういったことを考えた時に、旧旭であった場合に、いろんなことをやった経過が、何%業者として仕事をやっていただいたのかどうか。

現在、合併して広くなりましたよね。当然業者も増えましたから、その2年間の推移の中で、今後のこともありますから、数値に置き換えた時に、これは建設課だけではありませんけれども、今、副市長がおりますから、全体的なことを考えた時に、もちろん今回は建設経

济常任委員会ですから、それでもいいと思います。その時に、2年間の中で旭市の業者がどれだけ旭市に貢献したのかどうか。

いわゆる逆に言えば、旭市がそういう考えを持って進めてきたかどうかというふうになると思うんです。これをまず数値に置き換えて、今後、その数値が仮に60であれば、70にしたためにはどうしたらいいのかどうかということを検討していただければ、今、滑川委員が言われたように、設計については、あるいは測量については、設計は業者が少ない、それから測量は多いということであれば、それを地元の方に何%やってもらうためには、こういった一般競争入札も含めて特定をした方がいいのかどうかという議論になると思うんです。

それは財政課でなければいけないということであれば、そういったことを申し送りをして、副市長を中心とした入札制度の中で、旭市の業者が、本当に一步一步段階を踏むように実力を付けていただくためにどうしたらいいのかどうかということ、あらかじめ検討して、数値の上で目標を掲げてやっていくということが、本来あるべき姿ではないかというふうに思うんですが、副市長のお考えはどうでしょうか。まだ合併して2年しかたっておりませんけれども、今後のことを考えた時に、業者育成、市のお金については旭市に落とすということ考えた時に、そういった検討というのはできないんですかね。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（鈴木正美） 今、神子委員の方から質問がありましたけれども、取りあえず合併後の2年間の推移ということですが、どんな感じになっているのかをちょっと自ら点検しないと先に進みませんものですから、財政当局の方に、建設だけでなく、そのほかの部分についても調査をしていきたいと思います。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） アクションプランでもちょっとご指摘申し上げましたけれども、やっぱり目標を掲げて、それを届かないところじゃなくて、目標を設定した場合には、民間ではそれを超える努力をするんです。設定値については、届かないところはあまり設定しないんです。目標値はとーんとはねて、届くところを設定して、それについてどう利益を上げたらいいのかどうかということ十分に琢磨して、1年間終わる。利益が出たら、その利益を配分して、会社の留保にするにしても、従業員に反映する。あるいは福祉活動について、これだけもうかったから、ぜひ福祉に役立ててもらいたいという社会貢献をしているということは、福祉の方はまれですけども、そういったことをもって1年間努力されているという企業が

やっぱり本当のところなんですね。

ですから、行政もそういったことを考えていただくと、ただ１年間終わったということじゃなくて、１年間の予算の時に、やっぱり業者育成ということで考えれば、目標数値をどこに置いて、それをやるためにはどうしたらいいのかどうかということを検討していただいて、それで終わったことについて決算を迎え、さらにアップするという、その繰り返しをやっていけば、旭市というのはもっと違った部分になると思うんですけれども。そういったことをきくと議会としては、いろんな方々が望んで一般質問もされていると思うんです。

今、副市長が言われたように、２年間の状態をよく把握していただいて、それでそれを分析してもらって、問題点を抽出しながら、どうしたらいいのかどうかという対策を講じていただくと、非常にいい予算・決算になるんじゃないかなと。もちろんそこには市民の方がおりますから、やった効果については、市の職員にありがとうございますという感謝とともに、市民の方も喜ぶのではないかなというふうに、そういったことになると思うので、補正の委員会ですけれども、それを特に要望しておきたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 今と同じことなんですけれども、副市長が今後、今までのことを検討するというのであれば、例えば公共事業全般につきまして、入札で親が、旭市が何％ある、子どもが何％ある、孫請けで何％ある、その辺まで調査できればやっていただければ、本当の、ただ最終的な工事が全体の工事の何％じゃなくて、そういうことをちゃんと分析していただければ、例えば孫だけはいっぱいおるけれども、ナンバー２はだめだったと、そういうことではなくて、その方々が最初からナンバー２とかナンバー１の入札ができるような方向というものも、とれるんじゃないかと思うんです。最終的には一番最後がやっているかもしれないけれども、上前をはねられて、一番もうからない仕事だけが地元の業者に来ているところもあると思うんですよね。

今回でも、皆さんご存じだと思うんですけれども、これも関連になって申し訳ないんですけれども、例えば旭市の二中の体育館につきましても、入札業者がすぐ違うところにやって、その下が今度、孫請けで旭市の業者が受けていると、そういうのが実際には私の地元にも何社もあるんです。

そういうことでありますので、できれば精査していただいて、今、入札方法の改善とかと言われていますが、その辺も含めた中で、ぜひ神子委員が言われましたような地元の育成と

いうのも絶対必要だと思うので、よろしくお願いいたします。

- 委員長（向後和夫） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

- 副市長（鈴木正美） 神子委員、滑川委員のお話でございます。

地元育成ということ、当然、市長も言っておりますけれども、地元の業者の方がすべてをやるということは、考え方からいくと理想かもしれないんですけれども、入札制度のいろんな中で公平性とか競争性と、そういったものもあるので、これからこういった形が一番地元の還元といいますか、その辺で貢献できるのかなというような面も踏まえて、まず調査しなくちゃいけないんですけれども、その辺の実態を考えながら、ちょっと頭を悩ませていきたいと思います。

- 委員長（向後和夫） それでは、ほかに質疑は特にないようですので、議案第10号中の所管事項の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

- 委員長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

議案第15号について、商工観光課より補足して説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） それでは、議案第15号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、お手元にお配りいたしました条例の新旧対照表によりまして、補足して説明したいと思います。本会議と説明が重複する場合もございますけれども、ご了承くださいと思います。

今回の改正につきましては、中小企業者に対する支援を目的とした国の制度としまして、平成19年10月1日から責任共有制度が導入されることになりました。責任共有制度というのは、信用保証協会の保証付き融資が返済不能となった場合、焦げ付いた場合、信用保証協会が代位弁済を行っているものでございますが、今回の責任共有制度の導入に伴いまして、

信用保証協会、それと市、それから金融機関とが適切な責任共有を図るということで、今まで負担のありませんでした金融機関が2割負担をするということになります。結果、市の保証割合について改正が必要になるということでございます。

この改正につきましては、第9条を先に説明したいと思います。新旧対照表の第9条の方を見ていただきたいと思います。責任共有制度の導入に伴いまして、今まで協会と市で損失補償をしておりました。今度金融機関が加わることによりまして、責任共有制度の対象となる資金と、それから対象除外となる資金、両方ございます。その場合の補償割合が変わるということで、具体的にはここに損失補償という第9条がございますが、法第3条に規定する普通保険にかかるものは、責任共有制度の対象で100分の16になると。

今までは、旧条例ですと100分の20という部分でしたが、責任共有制度の対象になる部分については100分の16、対象除外が100分の20。100分の16というのは、今まで保証協会が80、市が20という部分でしたが、それで100になります。今度は金融機関が20持ちますので、保証協会としては80%を持つということになります。その80%の20%分が市の持ち部分ですので、今まで100の時は100の20%分ということで20%でしたが、今度は80%に下がりますので、80%の20%ということで、100分の16を持つことになるという改正でございます。

また、特別小口保険に係るものにつきましては、責任共有制度の部分が100分の12。従来は対象除外としては100分の15だった部分ですが、これについても同じように80%ということの中で、100分の12になるということですので、今まで100分の20、100分の15というふうに規定していたものを、100分の20以内と100分の15以内というふうに改正するものでございます。

もう一つの改正でございますが、これも責任共有制度が導入されたことに伴いまして、経営力の弱い、信用力に乏しい小規模企業者に対してどうしたらいいかという部分もございしますので、国の方で、全国統一の小口零細企業保証制度にかかわります小規模事業者への融資資金を、新たに創設したものでございます。

要は、今度は銀行が20%のリスクを背負いますので、そうしますと、そういった零細企業者に対して貸し付けが順調に行えるかどうかという部分がございしますので、そのリスク分を少なくするという中で、新たにこういった部分を設けたものでございます。

この改正が第2条から第5条の改正ということになります。第2条第4号の改正につきましては、利用者の少ない特別小口資金を廃止します。廃止しまして、責任共有制度の対象除外となる協会の行う、先ほど申しました小口零細企業保証が付される資金として、小規模事

業資金を創設するということになります。ですから、銀行がリスクを負わない部分を新たにつくって、企業者に対して貸し付けを行うということになります。これが第2条第4号の改正という部分で、特別小口資金を廃止しまして、小規模事業資金という新たな全国統一の資金制度を作るという部分でございます。

それから、第3条第3号ただし書き中の削除については、今申し上げました特別小口資金の廃止という部分でございます。同条の第5号に加えるものにつきましては、小規模事業資金の融資を受けることのできる要件を定めるものでありまして、要件を新たに付してございます。融資を受けることのできる小規模企業者は、協会が行う保証が付された融資残高との合計で、上限として1,250万円以下であるということが新たな条件として課されております。

この1,250万円という部分なのですが、なぜ1,250万円なのかという部分については、国の方に聞いたんですが、明確な回答はございませんで、1,250万円というのは、今回の資金と同じ小規模企業者を対象とした保証制度として、中小企業信用保険法という保険の部分がございます。その保険については、焦げ付いた場合に国の方で1,250万円まで保険で対応できるという部分もございますので、それを引用して1,250万円という限度を設けたというような話でございました。

それから、第4条第2号、それから第5条第2号の改正につきましては、先ほど申し上げました第2条第4号と同様の改正でございまして、特別小口資金を廃止しまして、保証が付されている小規模事業資金を創設するという部分でございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 商工観光課の説明は終わりました。

議案第15号について質疑がありましたら、お願いいたします。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） ただいま課長の方からご説明いただきましたが、旧制度といいますか、あるいは一番初めに説明をいただきました損失の補償というのがありますけれども、これまでこういった損失の補償という事例については、過去においてあったんでしょうか。それだけちょっと確認したいと思います。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 代位弁済の状況というご質問だと思います。

代位弁済につきましては5件ございます。金額にして1,779万6,951円、この分が焦げ付きの金額。当初の融資については3,300万円ですが、途中で何らかの部分で返せなくなったと

いう部分の代位弁済分が1,779万6,950円。これは5件ございます。その中での市の損失補償金額としては、248万5,482円ございます。この中でも多少返ってきて、回収金もございます。回収金については66万8,210円ということですので、今現在の市の損失補償の残高については181万7,272円というふうになっています。

以上です。

- 委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

（発言する人なし）

- 委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、商工観光課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

- 商工観光課長（神原房雄） 議案第18号の旭市土地開発公社定款の変更につきましては、本会議で説明したこと以外に追加して説明することはございません。

以上です。

- 委員長（向後和夫） 議案第18号について質疑がありましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

- 委員長（向後和夫） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市土地開発公社定款の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任を願いたいと思います。これに異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（向後和夫） ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

- 委員長（向後和夫） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） 先ほども災害関係でご説明申し上げました、19年度の予算科目別工事一覧表という表を配ってございます。これについて簡単にご説明申し上げます。これは、委員から毎回出すようにと言われましたので、今回も出させていただきました。

1 ページ目は補修事業です。執行率を申し上げたいと思います。8、2、2、13節、この委託料ですけれども、予算に対する執行率は79%という今の状況です。

それから、続いて8、2、2、15の工事請負費ですけれども、執行率は55.3%という、そんな状況でございます。

2 ページ目ですけれども、8、2、3、15、執行率を申し上げる前に、これはちょっと合計の数字と違いまして、防衛省の補助事業の忍坂から塙新町に通じる道路、嶋田委員からもちょっとご質問がありました、500万円という話が決算委員会の時も話になりまして、そのことです。18年と19年、継続事業になっていきますので、ここの数字にはのっかっておりませ

ん。19年度に全部のつかっちゃっていますので、その分を合わせたのが、執行率が35.7%。ちょっと低いんですけども、どうしても道路・水路の工事というのは稲刈り時期を避けますので、こんな数字になっちゃいます、35.7%。一番最後の橋の点検が91.4%、そんな状況であります。請負率を申し上げたいと思います。請負率は設計額と契約額の割り算なんですけれども、89.3%、そんな状況でございます。

以上です。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課の所管事業につきまして報告したいと思います。

本年の夏期観光における観光客、海水浴客等の入り込み状況について結果がまとまりましたので、報告させていただきます。

まず、海水浴場でございますが、7月上旬から中旬にかけて、梅雨前線や台風4号の影響によりまして曇りや雨の日が続きましたけれども、7月下旬から8月にかけては猛暑が続きまして、好天にも恵まれ、多くの観光客の入り込みに期待したところでございます。数字を申し上げます。昨年の矢指ヶ浦の海水浴場については1万3,742人でありましたが、今年につきましては1万7,445人ということで、約3,700人ほど増加しております。それから飯岡の海水浴場でございます。昨年が5万220人、今年が5万3,237人ということで、こちらも同じく3,000人ほど増加している状況でございます。

また、観光イベントでございますが、7月21日にサマーフェスタ in 矢指ヶ浦と同時に開催いたしましたあさひ砂の彫刻美術展につきましては、合わせて8,500人ということで、天候不順の中で実施されましたが、大勢の入り込みがございました。それからいいおかYOU・遊フェスティバルでございますが、花火大会という部分につきましては9万人、そのほかビーチバレー、宝さがし等合わせましてトータル的には11万9,700人という数字になっております。最後に、8月6日、7日に開催されました七夕市民まつりでございますけれども、こちらは2日間で12万人という数字になっております。YOU・遊も七夕につきましても好天に恵まれまして、YOU・遊につきましては、昨年より1,000人ほど増加しております。七夕市民まつりにつきましても、昨年と同様という状況でございました。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかにありますか。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、農水産課の方から、お手元に資料を机の上に置かせていただきました。遊休農地解消対策事業フロー図の方をお目通しいただきたいと思います。これにつきまして若干ご説明させていただきます。

この遊休農地解消につきましては、今年度の予算書の中に、補助金として予算措置をとっていただいております。これから秋の収穫が終わりまして、水田等につきましては遊休農地の解消、これを運動していくわけでありますけれども、特に今、農業委員会の方でいろんな遊休農地の調査等をしていただきまして、市内のあらゆる所の遊休農地の実態把握をしていただいております。ただ実態把握だけではなくて、農業委員会もその次に実はアクションを起こしたいというようなことで、農家の方にひとつ遊休農地を解消していただくような運動を市と一緒にやっていきたい、そんなことで本年、予算措置をさせていただきました。

現在考えておりますものにつきましては、対象農地につきましては農振の農用地区内ということで、農振の農用地区内というのは、これから農業をやっていこうという地区を市の中で線引きしてあります。ここの中の農地につきまして、本事業を実施していきたい。対象農地としましては、農業委員会の方で遊休農地対策事業の相談をいろんな面で把握している農地、これにつきまして対象としていきたい。

特に、今回農水産課の方で考えています遊休農地の補助金の関係でありますけれども、だいたい試算等をしてみますと、遊休農地を解消するに当たりまして、10アール当たり5万円以上かかるような農地が実は結構あります。この遊休農地がありますと、隣の、特に水田がありますと、カメムシが出たり、あるいは景観上あまり好ましくない。そんなことで、10アール当たり、解消としましての2分の1程度の補助金を市の方で用意したいなと、そんなことで、上限が10アール当たり2万5,000円、それと2万円というようなことで実は区分けをさせていただきたいということで、今は考えております。

例としまして、2万5,000円はどういう例かということですが、この資料の2ページ目の方に、相当荒廃している遊休農地というようなことでご理解いただきたいと思います。これよりもちょっと遊休農地、まだ二・三年で標準的な遊休農地、そういうのを写真でちょっと判断、申し訳ありませんけれども、それにつきましては3ページ目の方に10アール当たり2万円というような、そういう補助金の体系を考えております。

この補助金を受ける方としましては、主に認定農業者等ということで、現在考えております。この「等」というのは、例えば認定農業者でなくても、隣の方が、一体的になって利用することによってこの遊休農地も生きてくるよ、そういう方もいるんじゃないかな、そんな

ことで、隣接の方が一緒になって耕作するという方は、認定農業者でなくても、この補助金の受け皿として使っていただきたいな、そういうふうに考えております。

ただし、今の考えとしましては、自分で遊休農地にしてしまった方には補助金の交付対象としては考えておりません。自分でやった方について、そこに補助金を出すのはいかなものかというようなことで、その遊休農地を10年以上借りて、あるいは買い受けて耕作をこれからやるという、そういう方に対してのみ補助金を考えております。

以上、これから秋以降冬にかけて遊休農地対策、把握したものを農業委員会と連携とりまして、解消に努めていきたい、その一つの補助金というようなことで、本事業で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） ほかにありますか。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 文化の杜公園の基本計画についてご説明させていただきたいと思います。ホワイトボードを使わせてもらってよろしいですか。

○委員長（向後和夫） はい。

○都市整備課長（島田和幸） ご説明させていただきます。

これが平成13年3月に事業計画、スタート前の構想図です。区域が13.8ヘクタール、18年度からさらにスタートしました事業と全く面積は同じでございます。こちら側、仁玉川の下側については、既に供用開始してございます。こちらが6ヘクタール。こちらが今回、基本計画を策定しました7.9ヘクタールでございます。こちらについてご説明させていただきます。

この部分です。これが7.9ヘクタールです。こちらはもう既に、先ほど申し上げましたが、供用開始しているところでございます。これは平成18年度から平成22年度までの5か年で整備するものでございます。事業資金としては、まちづくり交付金事業を採用させていただきました。

見えますでしょうか。

（「はい、見えます」の声あり）

○都市整備課長（島田和幸） 全体利用計画図でございますけれども、まず、公園整備に当たりまして、基本方針でございますけれども、決算委員会でも私、ご説明させていただきまして、三つございます。まず、こちら側にあります県立図書館、それから県立の文化会館です、これらと一体利用できるような公園として、またそれから、今、国が進めています防災公園、

災害時に対応できるような公園として、それからもう一つは市民の皆様がここで文化交流ができるような、それから多目的使用できるような公園ということで、その三つを基本としまして、計画を立てさせていただきました。

まず、こちらの部分、この所が主にこれは多目的広場でございます、芝生広場、4万平米ございます。この真ん中、センター広場、それからエントランス広場、こちらは多目的、イベント等に使えるように、下が舗装、インターロッキング等で舗装させていただく予定でございます。主にイベント等です。

あと上の部分、こちらが約3ヘクタールございます。これは防火樹林を周囲に張りめぐらしまして、中は散策道路を設けまして、それから子どもたちが遊べる広場等も設けます。先ほど申し上げましたが、主に下が多目的広場で、こちらの部分につきましてはサッカーコートです。サッカーコートが約105掛けの68メートルですか、それがこの部分で2面ほどとれる予定でございます。

防災公園としての機能は十分備えていきたいと考えております。これが災害時に対応できる配置図でございますが、この芝生広場、それからイベント広場等を含めまして約5万平米の所に、仮設住宅ですと約470戸ほど建設できます。国の方針ですと、仮設住宅が1戸当たり約30平米です。ですから、それが470戸ほど建設できる予定でございます。

あとは、災害時には非常にトイレに困りますので、非常用トイレ、こういった形をとるかという、この中に下水道管を通します。下水道管に直接ぽつとん式です。要は普段は地下1.2メートルの下水道管が通っていて、その上に縦管を通しまして、普段はマンホールのかぶたをしておきまして、災害時にはそのかぶたを取って、そこに簡易な容器を付けまして、そこから下へ落とすような形で、それが簡易トイレということで設置してまいります。

あとは、耐震性貯水槽です。飲料水を確保するための貯水槽です。これが約160トンほどを予定してございます。それからかまどです。これは今、全国の防災公園なんかで非常に用いられているんですが、ベンチの形をしていまして、通常はベンチとして利用していまして、災害時にはそれをかまどとして利用できるような形をしたベンチです。そういったものとか、あとは備蓄倉庫、この辺にです。それから、非常用発電装置とかそういった災害時に対応するような施設を設置させていただく予定でございます。

この真ん中、濃いブルーの所、ここにヘリコプターが着陸できる、普段はイベント広場なんですが、緊急時にはここをヘリポートとして使えるように、ヘリコプターが着陸できるような体制の施設を考えております。それから、こちらのエントランス広場とか、救援・救護

活動ができるような整備をしてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、こういった防災に対応できるような公園としても整備していく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小田雄治） 農業委員会でございます。農業委員会の方から報告ということで、特別資料はございませんですけれども、農地の移動・転用等についてご報告申し上げます。

まず、農地法第3条申請、これは農地の所有権の移転でございますけれども、18年度、174件、面積にいたしまして75万3,800平方メートルほどございました。それから、農地法の第4条、第5条、これは農地の自己転用、または権利移転の伴います転用でございますけれども、件数といたしましては167件、面積といたしまして10万1,900平方メートルでございます。

それから、もう1点、年金問題で非常に記載漏れ等政治問題になっておりますけれども、農業生産者を対象にしたところの農業者年金の加入状況、また受給状況等についてご報告申し上げます。

この農業者年金の制度が平成14年度に改正されまして、14年度を境に、それまでの加入者を旧制度加入者ということで、これに対しますところの受給者数が現在、旭市で1,608人ございます。受給総額4億1,600万円でございます。これを1人当たりに換算いたしますと、約26万円弱ということで、農業者年金を受給しております。なお、新制度が14年後半からスタートしたわけですが、この新制度での加入者が137人ということで、非常に少ないということで、今、この加入促進を図っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 下水道課から本年度の工事の執行状況についてご報告いたします。

今年度予定しております東町網戸地先7.8ヘクタールの面整備工事につきましては、7月から9月にかけて管渠建設工事4本、舗装復旧工事1本を発注したところであります。執行率は78%となっております。なお、主要地方道の銚子旭線の大正道路との交差点から中央病院入り口付近までの管渠工事につきましては、交通量も多く、中央病院の入り口に当たることから、夜間工事にて施工いたします。工事に当たっては工事規制や騒音などでご迷惑をお

かけいたしますが、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めてまいります。

以上でございます。

- 委員長（向後和夫） ほかにありませんね。

（発言する人なし）

- 委員長（向後和夫） それでは、所管事項の報告を終わります。

それでは、所管事項の報告であります。何かお聞きしたいことがありましたら、お願いしたいと思います。

神子委員。

- 委員（神子 功） 都市整備課にお伺いいたしますが、文化の杜公園につきまして将来的な部分の説明をいただきましたけれども、まちづくり交付金で予算組みをされて、用地買収しておりますけれども、今のご説明をいただきますと、お金がかかるもの、あるいはさほどかからないような状況も考えられますけれども、全体的に整備した場合に、これから予算組みを必要とするものについてはどの程度かかるものか。今、用地買収しておりますけれども、用地買収の見込みを考えた時に、この施設が完成を迎えるのは、今現在どの程度の期間がかかるものかどうか。予算組みがどのぐらい、期間がどのぐらい、そういったことについて、概略で結構ですから、お伺いいたします。

- 委員長（向後和夫） 都市整備課長。

- 都市整備課長（島田和幸） まず、事業期間は、18年度から22年度まで5か年です。全体的な経費でございますけれども、今の試算ですけれども、だいたい15億円です。これはまちづくり交付金事業で、平成18年度に申請しまして、許可をいただいております。あと、完成はこの事業期間内に、もちろん5年間で終わらせなければなりませんので、平成22年度を予定しています。

今まで買収しました土地は、今の計画の面積、私、先ほど申し上げましたけれども、7.9ヘクタールのうち、買収面積が約7ヘクタールございます。そのうち18年度で、決算委員会で申し上げましたけれども、約1万3,000平米購入してございます。今年が約2万5,000平米買えたらと思っております。あと残りは、だいたい土地の買収は19、20年度で終わりをまして、20年度から造成とか工事に入りまして、22年度で完成という予定でございます。

以上でございます。

- 委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 都市整備課長にちょっとお聞きしますが、これは今、関連したあれではないですが、パークゴルフ場、あれがだいぶ防風林ですか、海岸線に植えてあるやつが7割か8割ぐらい枯れているような状態でございますが、あれは業者の方の補償というのは無いんですか。結局、今植え込んである立ち木がよっぽど七、八割方真っ赤になっちゃっていて、きのう見てきたら、まるっきりこれはだめだなと思っていたけれども、補償のあれは無いんですか。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 私の方で植樹した部分でございますよね。

（発言する人あり）

○都市整備課長（島田和幸） 委員おっしゃるとおり、確かにこの間の台風でだいぶ色が紅葉しちゃいまして、タブノキですね。台風が来まして、すぐその翌日に全部水をかけまして水洗いしたんですが、一部分、全部じゃない。松は大丈夫なんですけれども、タブノキが部分的にだいぶ色がつきまして、これは補償で植え替えさせていただきます。

○委員長（向後和夫） ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） それでは、特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（向後和夫） 次に、陳情1件の審査を行います。

農水産課以外は退席してください。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時52分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続きまして再開いたします。

次に、陳情 1 件の審査を行います。

去る 9 月 6 日の本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第 3 号、稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める陳情についての 1 件であります。

これより付託陳情の審査を行います。

初めに、農水産課より参考意見がありましたら、お願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、農水産課の方からお米に関します今の情勢等につきまして若干ご説明させていただきます。

お手元に二つの資料を用意させていただきました。ご覧いただきたいと思います。一つが「平成19年産米価格表」という、価格を細かく入れたものでございます。それともう 1 点、カラー刷りのリーフレットで、「“干潟八万石”が育んだ萬歳米」という二つの資料をお手元の方にご用意いただければと思います。

資料の説明に入ります前に、本年19年度産の米の作柄でありますけれども、8月15日現在、国の方で発表しました指標につきましては、実はここ九十九里地域につきましてはやや不良ということになっております。やや不良というのは、平年作100としました場合、95から98というようなことで、全国ベースでは九州の方が不良の部分、あと関東ではこの千葉県というようになっております。

ただ、いろいろ個々の、旭市の中に入ってみますと、個人差がだいぶあるということで、我々も承知しております。個人差というのは、人によってはとれたという人、人によってはとれない、いろいろ管理の仕方、あるいは昨年ちょっと肥やしをやり過ぎて倒れてしまった、今年はちょっと控えようと、そんな方々が今年の天候を誤って控えたおかげで、ちょっと収量が減ったとか、あるいは水の管理、そういうものもあるのかな。それともう 1 点は、台風 4 号が到来した時に、大きな風が吹きました。ちょうどその 4 号が来た時にふさおとめ、これが花が咲いている時期でありましたので、これがだいぶ影響したのかなというふうに考えております。

それと、今年の米価の関係でございます。これにつきましては、先ほどの資料の方をご覧になっていただきたいと思います。これは J A ちばみどりの資料でございます。9 月 4 日現

在というようなことで、銘柄というようなことで、コシヒカリからちば28号までございます。実はＪＡとしましては全農との取引の中で、本年から内金というようなことで、ここにありますコシヒカリですと、一番上に、８月31日までにつきましては特定というようなことで7,000円、これは１袋、30キロじゃありません。１俵7,000円というようなことで、取りあえず7,000円を農家の方に出荷された時にお支払いしまして、売れた時点ですべて精算するという、そういう価格設定になっております。

ただ、ＪＡのちばみどりの方でも今頑張っていまして、その他Ｂ銘柄ということで、コシヒカリを除きますふさおとめ、あるいはひとめぼれ、あきたこまち、ちば28号、これは本年から千葉県が生産・出荷しておりますふさがねというものでございます。これにつきましては、実はここに書いてありますけれども、ＪＡの方でふさおとめ等につきましては、特に８月中、１俵当たり１万3,000円というようなことで掲げまして、他の業者との価格競争に勝とうというようなことで、価格設定をしたということで聞いております。

ただ、いろいろ聞きますと、早く、わせの品種につきましては、価格もある程度ＪＡも頑張ったと、ただ、コシヒカリにつきましては、なかなか千葉県のコシヒカリは売れが悪いというようなことで、現在ちょっと情勢が悪いというようなことを聞いております。ただ、農協管内では、現在12万俵ほど集めたということで、これは昨年よりも若干上回るかなということ聞いております。お米の情勢につきましてはそういうことでございます。

ただ、言えることは、いろいろ今、稲作農家の方から、お米につきましては従来と違っていて、作れば統一した値段で買っていただけるということではなくて、個人間の努力が相当今、売り先をいろいろ検討して努力した方は結構な値段で売っている。ただ単に今ある市場に出している方は、相当低い値段でというのもあるということ聞いております。

それと、18年度の国の方での米の生産費でございます。18年、昨年のお米につきましては、国の方では１俵当たり、60キロ当たり、平均しまして、物材費と労働費、これを合わせますと１俵当たり１万3,899円ということで、約１万4,000円くらい労働費をかけますと経費がかかっているということで、実は試算として出ております。

そのほか支払い利子、あるいは地代算入費というようなことで、これは人の土地を借りて作っているとかそういう方につきましては地代が発生したり、いろんなものがあります。そういうものを加味しますと、１俵当たり１万7,512円ということで、なかなか労働費等をプラスしますと、現在の米価、１万3,000円あるいは１万4,000円には追いつかない、実は生産費がかかっているということでございます。

あと、資料の方でありますけれども、ＪＡの価格表の次に、２ページの方をお開きいただきたいと思います。これにつきましては、お米が安いという部分がありますけれども、一つの大きな理由としまして、米の消費が依然として減になっているということでご理解いただきたいと思います。ここにありますように、昭和37年、１人当たり118.3キロ、こういうものを消費していたわけですが、平成17年の統計数字によりますと、61.4キロというように、今現在では１人１俵食べているか食べていないか、そういう数字になっております。約半分くらいに落ち込んでいる。これが大きな価格の下落に起因しているのかなというふうに考えております。

ただ、この資料の最後のページをお開きいただきたいと思います。豊作等によります生産過剰に対しますセーフティネット対策ということで、実は国の中でもお米というのは一番大事な作物である、そんな理解で、この中段にあります米価下落影響緩和対策というようなことで、品目横断的経営安定対策、これは４町歩以上田畑を経営する方について、生産調整を100%達成した場合について加入できる制度でございます。生産者と国の方で１対３で拠出しまして、このお金を基にしまして、標準的な収入、この９割をこの制度の中で補てんする、価格が下落した場合には９割まで補てんする、そういう制度も国の方では処置されているところでございます。そんなことで、国の方としましても、価格の下落には一通りの施策は打ってある。

現在、こういう席であれですけれども、実は旭市は国の方から言われております。千葉県と茨城県が一生懸命米の需給調整、要は生産調整に協力していただけると、米価というのは下がらないんだよと。先般、岡島局長も来まして、旭市の水田は伸び伸びとして作っていると、伸び伸びというのは、転作がどこにもないねということを言われました。

そんなことで、どうしてもお米が余ってしまうと、価格は下がる。これはやむを得ないというようなことで、ただ、その中でこの地域は水田が多い。水田というのは、やはりお米を作るのが一番いいのかな。そんな中で、飼料用稲とか飼料用米、そういうものも国の方でぜひ検討していただきたいというようなことで、現在、その対策等を担当課の方で今考えているところでございます。

あと、もう１点、カラー刷りのリーフレット、萬歳米ということで、お目通しいただきたいと思います。これは萬歳地域で、生産者が取り組みをしているものでございます。水田に堆肥を入れまして、堆肥を入れることによって化学肥料を半減させる。化学肥料を抑えながら、農薬も減らそう。そういうようなこだわりのお米を実は作りながら、ぜひ消費者にご理

解いて、買っていただく。そういう取り組みでございます。

この資料の次に、1 ページ、2 ページに新聞の切り抜き等がございます。特に1 ページのところにつきましては、先週の日曜日に読売新聞等に掲載していただきまして、実は電話番号が支所の農水産課の電話になっておりました。そんな形で、日曜日、2 人の職員が受け切れないほど、実はご注文を賜ったということでもあります。

現在、事務局を農水産課の中に入れてありますけれども、すべてお米の発送等は農家の中でやっていただく。そんなことで、農家に自立をしていただくように今、やっております。値段的にはコシヒカリで1 袋30キロ8,500円、1 俵あたりにしますと1 万7,000円という値段で販売させていただいております。電話だけでも、この間3、4 日で約100俵の問い合わせがあったということで聞いております。市の中ではこういう取り組みに対しまして、市としても支援をしていきたいな、そういうふうに考えております。

以上で、米の情勢等報告を終わりにさせていただきます。

○委員長（向後和夫） 農水産課長の説明は終わりました。

それでは、陳情第3号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたら、お願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） この陳情の趣旨につきましては、読んでみますと、労働者が求める最低賃金要求、日給8,000円を計算すれば、米価は1 俵当たり2 万円になるんだということで、適正な米価の水準ということを考えると、そういったことについてぜひ陳情をとというのが趣旨だと思います。

そういったことを考えますと、これは職種は違いますが、千葉県の中でも最低賃金ということを一応うたってありまして、業種はいろいろありますが、千葉県では、18年10月1日に発効した千葉県最低賃金は687円、これだけは県の方で責任持って、最低賃金ということを守っていただこうと、こういったことが発効されております。業種別にいきますと、調味料製造業であれば775円、電気関係については790円ぐらいです。一般機器、機械・機具の製造業は794円とか、いろいろ業種によって最低賃金というのがうたってあります。

今回の趣旨については2 万円米価ということで、制度の確立を求めるということからすると、農家以外の方々が今の社会情勢の中で大変厳しいような状況もかなりありますし、最低賃金の保障ということを考え、さらにこの陳情の中でも、要求は日給8,000円だということであってありますけれども、これは時給に直すと、8 時間であれば1,000円ということに

なります。そういうことを考えると、最低賃金の位置づけからした場合に、これは農業経営とはイコールにならないと思いますけれども、そういうことを考えると、この陳情についてはどうなのかなと。

どうなのかなということは、2万円の米価ということについては、ちょっと私も勉強不足で分かりませんが、最低賃金の位置づけと2万円ということをどういう判断をしたらいいのかなというように思う一人でございます。したがって、確かに今、担当する課長の方から説明がありましたけれども、米価については今始まったことではなくて、国の施策が減反、減反ということできて、結果的に米が消費できなくなって、追い打ちをかけるようにどんどん米価が下がってきている。これは構造的な状況もありますが、最賃ということだけ考えた場合には、ちょっと陳情の内容からすると、一般の労働者の位置づけからすると、保障の額というものは最賃に合わないといえますか、差があるのではないかな。

もしも要求するとすれば、最賃のプラスアルファということを考えて、少なくとも最賃だけは何とかしてほしいということの陳情があってもよかったのではないかなというふうに思います。したがって、これについてはまだまだちょっと検討を私はしたいなというふうに思います。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、陳情第3号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。執行部の皆さんは退席してください。大変ご苦労さまでした。
12時25分まで休憩します。

休憩 午後 零時 8分

再開 午後 零時 15分

○委員長（向後和夫） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

陳情の採決

- 委員長（向後和夫） これより討論を省略して、採決を行います。

陳情第3号、稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

- 委員長（向後和夫） 改めて採決いたします。

閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、本陳情は閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任を願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（向後和夫） ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

- 委員長（向後和夫） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 17分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 和 夫